

企画提案仕様書

1 委託業務の内容

(1) 統一コンセプト、デザイン等の選定、企画

- ・ 県民全体に向けた啓発を行いつつ、若年層及び子育て世代をメインターゲットとした総合的な基本コンセプト（キャッチコピー含む）を提案することとし、県民に対して分かりやすく統一感が感じられる広報啓発活動を実施すること。
- ・ 将来の有権者である県内の小中学生、高校生等の投票意識の醸成に繋がるよう、親子連れ投票の呼びかけをはじめとする、将来にわたる持続的な投票率の向上に繋げることを狙いとした啓発施策を検討すること。
- ・ 広報啓発の実施にあたっては、内容や手法が県民に対して効果的になるよう創意工夫に努めるとともに、最適な予算配分を検討の上、提案すること。
- ・ 選挙に関するイメージキャラクターを使用する場合は、「アッピー」をメインキャラクター又はサブキャラクターとして使用すること。
- ・ キャッチコピーについては、県庁本館の懸垂幕（縦書き）に使用することを考慮すること
- ・ また、各市町選挙管理委員会が実施する啓発事業についても、企画・提案された図案等のデータを提供することを予定しているため、キャッチコピー等は提供可能かつ平易なものとする

(2) 仕様書にて指定する広告の実施及び啓発媒体の作成

① インターネット広告等を活用した啓発企画

ア クリエイティブの作成

- ・ 提案内容に応じて、広告効果の最大化を図るうえで最適なクリエイティブを提案すること。併せて、選択したプラットフォームに広告を最適化するための画像、コピーライティング等の編集についても実施すること。
- ・ 広告クリエイティブは、公序良俗に反しないものであって、広告接触後に選挙に対する関心や投票意欲を喚起するとともに、好意的なブランド・イメージの形成が見込まれるような内容とすること。

イ 広告配信

- ・ 広告プラットフォームや配信方法については、ターゲット像を踏まえて、本業務の事業効果の最大化を図るため最適と考えられる媒体（複数の媒体の組み合わせも可）を選定の上、提案すること。
- ・ 広告配信にあたっては、すでに本県が所有する選挙広報用の SNS（Instagram、LINE、YouTube、Facebook、Twitter）アカウントを活用した配信計画を提案すること。なお、すでに本県が所有する SNS アカウント以外の SNS の活用を提案する場合は、情報拡散性やリーチ等の特徴を考慮した上で、ターゲットに適した SNS を選定すること。
- ・ 県選挙管理委員会の特設サイトと連携させること。
- ・ 広告配信は、広告配信期間を通じて、PDCA サイクルを回しながら、広告内容、配信対象、配信方法、オウンドメディアの内容等について、愛媛県と協議しながら、継続的に改善を図ること。

ウ その他

- ・ 別紙「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づいて実施すること。

② 交通広告

- ・ 別紙「啓発事業計画（案）」で示す交通機関における中吊り広告を実施すること

③ポスター

- ・ B 2 縦のポスターについては、別に指定する送付先リストに基づき、必要数量を関係機関に納品するための必要経費を含むものであること。
- ・ B 3 横のポスターについては、②の交通広告事業者に対して直接納品すること。

④啓発用チラシデータ

- ・ 選挙期日や親子連れ投票の呼びかけ等を内容とする啓発用チラシデータを作成すること
- ・ 本データは学校機関を通じて保護者等への周知・啓発をはかるものであるため、納期については、別途県選管と協議すること

⑤懸垂幕・看板等

- ・ 別紙「啓発事業計画（案）」で示す関係機関に掲出すること

⑥啓発物資

- ・ 全体数量の中で、コロナ禍を踏まえつつ、季節性や実用性を勘案して内容を検討すること。

※候補者情報や投開票情報等を掲載する愛媛県議会議員選挙の特設ホームページについては、県選挙管理委員会が作成・運営する予定のため、委託内容には含まれない。

(3) その他若年層及び子育て世代をメインターゲットとする啓発効果の高い事業等の企画・提案

- ・ 若年層及び子育て世代向けに啓発効果が高まるよう、(2)の事業における手法について工夫するほか、別紙「啓発事業計画（案）」で例示した事業以外も含め、使用する媒体・手法の特性を十分に活用し、話題性に優れた事業を検討すること。

(4) 効果検証

- ・ (1)～(3)の業務内容を踏まえて、本業務の成果を分析するために有効な指標について、事業の目的に応じた効果検証スキームや目標 KPI を提案すること。
- ・ KPI で示した目標値を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。
- ・ 選挙期間後、速やかに効果検証を実施し、その結果を県選挙管理委員会に報告すること。

2 委託業務の実施期間

契約締結の日から、令和 5 年 5 月 31 日まで

3 啓発実施期間

告示日から選挙期日の翌日まで

4 各種啓発事業に盛り込む選挙情報

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 選挙期日 | 令和 5 年 4 月 9 日（日） |
| (2) 選挙区分 | 愛媛県議会議員選挙（統一地方選挙） |
| (3) 管理執行機関 | 愛媛県選挙管理委員会 |

5 啓発事業企画書等の作成に当たっての留意事項

- (1) 見積業者及び請負業者等については、事業実施に支障のない範囲内で、県内業者を採用すること。
- (2) 公職選挙法等の関係法令に抵触しない内容であること。
- (3) 啓発のデザインに採用する素材については、公職の候補者及び後援団体等と関係

のあるものは一切使用しないこと。

6 その他留意事項

- (1) 各種啓発事業は、告示日（令和5年3月31日）から実施すること。
- (2) 委託業者については、委託期間中、愛媛県議会議員選挙に係る立候補予定者又は政党その他の政治団体の政治活動に関与してはならないこと。
- (3) 啓発事業企画書等の作成及びこれに係る附帯事業に要する経費等については、すべて参加業者の負担とするものであること。
- (4) 委託業務の実施による成果物等の著作権は県に帰属するものとする。